習志野市ホームページへの子ども食堂の情報の掲載に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、習志野市内で活動する子ども食堂の情報を習志野市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）に掲載することにより、その活動を市民へ広く周知することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）子ども　満十八歳に満たない者をいう。

（２）子ども食堂　地域住民等が、困難を抱える子どもを含め、様々な子どもに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供するという意義を有しているものをいう。

（掲載依頼者の要件）

第３条　本市ホームページへの掲載を依頼できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）子ども食堂を運営している団体又は個人であること。

（２）政治活動や宗教活動を目的としていないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体ではないこと。

（３）活動場所が習志野市内にあること。

（４）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びそれらの利益となる団体又は個人でないこと。

（掲載を依頼できる子ども食堂の運営の要件）

第４条　本市ホームページへの掲載を依頼しようとする者が運営する子ども食堂は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）子どもが参加できること。

（２）衛生管理について、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、習志野市を管轄する健康福祉センター（保健所）の指導・助言に基づき所要の衛生管理を行うこと。

　なお、衛生管理については、子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）（平成３０年６月２８日子発０６２８第４号等厚生労働省子ども家庭局長等から各都道府県知事等宛て通知）別添８を遵守すること。

（３）食物アレルギー対策を行っているかどうかを明示していること。

（４）参加する子どもへの虐待や強制労働と認められる行為等を行わないこと。また、参加者間で、いじめ、非行、児童虐待又は子どもへの強制労働が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

（５）参加者に政治活動、宗教活動又は物品の売りつけ等を行わないこと。また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

（６）防犯対策として、スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。

（７）台風、地震又は感染症の大流行等により開催が危ぶまれる際に、開催の有無を告知すること。また、災害発生時の避難場所の確認等の所要の対策を講ずること。

（８）営利を目的としたものではないこと。

（依頼）

第５条　本市ホームページへの掲載を依頼しようとする者は、習志野市ホームページへの子ども食堂情報掲載依頼書（別記第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第６条　市長は、前条に基づく依頼があったときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定し、掲載を決定した場合は、本市ホームページに当該子ども食堂の情報を掲載するものとする。

（変更の依頼）

第７条 前条の規定により子ども食堂の情報を本市ホームページに掲載した者について、その内容に変更があったときは、速やかに習志野市ホームページへの子ども食堂情報掲載事項変更依頼書（別記第２号様式）を市長に提出しなければならない。

（削除の依頼）

第８条 子ども食堂の情報を本市ホームページに掲載した者が、掲載をとりやめようとするときは、習志野市ホームページへの子ども食堂情報掲載削除依頼書（別記第３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、子ども食堂の情報を本市ホームページに掲載した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載情報を削除するものとする。

（１）第３条又は第４条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（２）虚偽その他不正な手段により掲載の依頼を行ったと判明したとき。

（３）継続して活動していることが認められないとき。

（報告等）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、この要綱の施行に必要な限度において、本市ホームページへの掲載を依頼していた者又は本市ホームページへの掲載を依頼している者（以下「本市ホームページへの掲載を依頼していた者等」という。）に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求めるものとする。

２　本市ホームページへの掲載を依頼していた者等は、前項の求めがあったときは、これに協力しなければならない。

３　市長は、本市ホームページへの掲載を依頼していた者等が、正当な理由なく第２項の求めに協力しないとき認めるときは、第６条に規定する掲載の決定を行わず又

　は前条の規定に関わらず、掲載情報を削除するものとする。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。